

インド特許法の基礎(第16回)

～強制実施権 2～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

特許庁長官は、特許権者によって特許発明が適切に実施されていない場合、特許権者の同意を得ること無く、第三者に強制実施権を許諾することができる（第84条）。2012年3月に現行インド特許法の下で初めて強制実施権が許諾された（Bayer vs Natco事件）。この事件は、ドイツ企業のBayer社が所有する特許に対して、インドの後発医薬品メーカーであるNatco社が強制実施権の許諾を請求し、その結果、強制実施権がNatco社に許諾されたというものである。同事件に係るムンバイ高等裁判所の判決（2014年7月15日判決）を紹介する。

2. 強制実施権許諾制度の概要

利害関係人は、特許付与日から3年の期間満了後、いつでも強制実施権の申請を行うことができる（第84条(1)）。強制実施権を請求する前提として、申請人が実施許諾を取得する努力を行い、その努力が適切な期間内（通常は6ヶ月を超えない期間）に成功しなかった事が求められる（第84条(6) (iv)）。

第84条には強制実施権を許諾する理由が3つ列挙されている。これらの3つの理由全てに該当する必要は無く、各理由のいずれか一つに該当すれば、強制実施権が許諾される。

- ① 特許発明に関する公衆の満足いく程度の需要が充足されていない（第84条(1)(a)）
- ② 特許発明が合理的に手頃な価格で公衆に利用可能でない（第84条(1)(b)）
- ③ 特許発明がインド領域内で実施されていない（第84条(1)(c)）

3. 事実関係

(1) 事件の経緯

事件の経緯を図1に示す。